

## 自動通話録音機使用上の注意事項等について

- 1 本機は、電話による詐欺や電話を使用した犯罪を未然に防止するための機器であり、その他の用途による使用及び転貸、売却等はできません。
- 2 本機は、狛江市以外の場所で使用することはできません。
- 3 本機は、受領した日からおおむね一週間以内に設置してください。  
後日、担当者から電話により設置の有無を確認させていただくことがありますので、御了承下さい。
- 4 貸与期間は保証期間終了（令和3年7月30日）までとなります。  
期間内に貸与した本機が故障等した場合は、所定の手続きにより無償で交換することができます。ただし、故意または使用者の不注意等、瑕疵が認められた場合は、有償による交換となります。
- 5 貸与期間後は、市からの譲渡となり、引き続きご使用いただけます。機器の管理はご利用者さまご自身でお願いいたします。また、修理・交換等にかかる費用は、ご利用者さまのご負担となります。
- 6 貸与期間内に、何れかの事情により、本機が不要となった場合は、貸与窓口（狛江市総務部安心安全課）へ返却してください。
- 7 本機を接続することにより、年間300円程度の電気代が発生しますが、ご利用者さまのご負担となります。
- 8 本機の設置、使用方法、故障等の詳細は、下記問い合わせ先までお願いします。

### 【問い合わせ先】

(株)レッツコーポレーション

カスタマーサービス 052-209-7860

※受付：平日（土日、祝日以外）の午前9時から午後5時までの間